

# 盛土等を行う場合は許可が必要となります！

長崎県では県内全域を規制区域に指定し、令和7年5月23日から盛土規制法の運用を開始します。

※長崎市・佐世保市を除きます。長崎市・佐世保市の区域指定や規制は、それぞれの市が実施します。

- ・令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されました。
- ・一定規模以上の盛土等を行う場合は、事前の許可が必要です。
- ・規制区域の指定日に、盛土規制法の許可の対象となる工事（盛土・切土や一時的な土石の堆積）を行っている場合は、指定日（令和7年5月23日）から21日以内に届出が必要になります。

## 許可や届け出が必要となる盛土等の規模

	宅地造成等工事規制区域において許可対象		特定盛土等規制区域において許可対象		特定盛土等規制区域において届出対象	
土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超	2m超	②切土で高さが 2m超	5m超	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超	5m超
	の崖を生ずるもの	1m超	の崖を生ずるもの	2m超	の崖を生ずるもの(①、②を除く)	2m超
一時的な土石の堆積	④盛土で高さが 2m超		5m超		⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超	
	となるもの(①、③を除く)		2m超		3000㎡超	
	500㎡超		3000㎡超		となるもの(①~④を除く)	
	500㎡超		3000㎡超		となるもの	
	300㎡超		1500㎡超		300㎡超	
	高さ		高さ		高さ	
	面積		面積		面積	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

### 【許可及び届出を要しない工事】

- 公共施設用地（道路、公園、河川、砂防設備、地方公共団体が管理する学校、緑地 他）
- 災害の発生のおそれがないと認められる工事等（他法令で担保される工事等）
- 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）

## 盛土規制法の概要

- ① **規制区域**を指定します。
  - ② 新たに行う盛土等(切土, 盛土, 一時的な土石の堆積)は、事前に**許可や届出**が必要となります。
  - ③ **土地所有者等**は、盛土等(今ある盛土を含む)を**安全な状態に維持する責務**があります。
- ※**土地所有者等**とは、土地の所有者、管理者、占有者等を指します。

## 規制区域について

### ■規制区域のイメージ



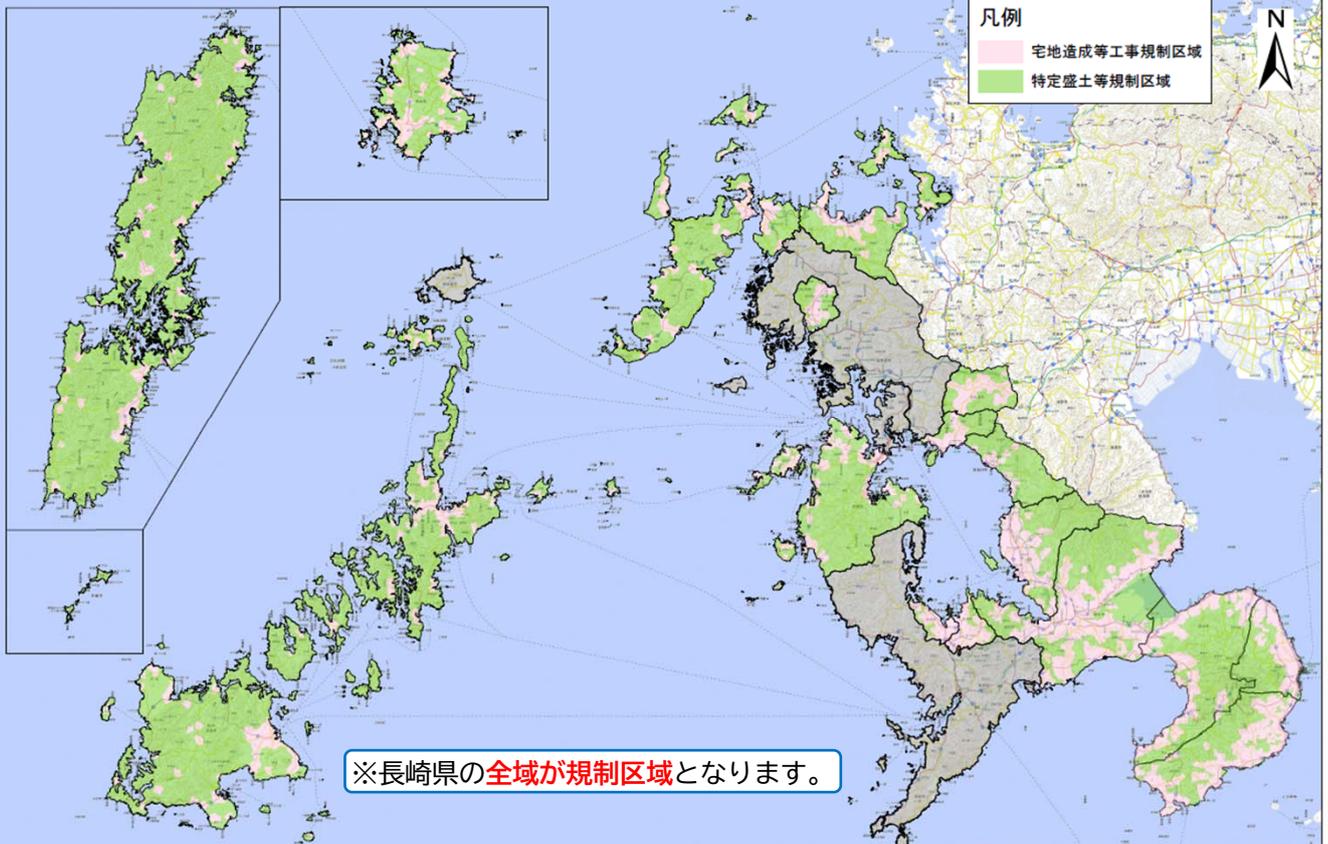
**宅地造成等工事規制区域**  
市街地や集落など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

**特定盛土等規制区域**  
地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

基本的な方針(農林水産省・国土交通省告示第5号)  
盛土等に伴う災害から人命を守るため、  
リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定

## 盛土規制法に基づく規制区域(案)

長崎県全域(長崎市、佐世保市を除く) 規制区域(案)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R6JHF 121」 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

### 【問い合わせ先】

長崎県 土木部 盛土対策室

TEL : 095-894-3133

県盛土  
対策室  
ホーム  
ページ



※盛土規制法の概要や詳細な  
規制区域図は、**県盛土対策  
室ホームページ**をご覧ください。